

高知市小中学校PTA連合会補助金要綱

(趣旨)

高知市小中学校PTA連合会（以下「市P連」という。）はそれぞれの目的のもとに、以下の補助枠を設置するものとする。

(補助・目的)

1. 市P連 図書購入補助金

目的：児童生徒の語学力・読解力・思考力などの向上のために、申請のあった学校の図書購入における費用に対して購入費を補助するものである。

2. 市P連 中学校ブロック事業補助金

目的：市P連中学校ブロック（以下「ブロック」という。）における研修や情報共有、保護者同士の親睦・意見交換などの推進するために、申請のあったブロックに対し補助するものである。

3. 市P連 地区活動補助金

目的：ブロック枠を超えて研修や情報共有、保護者同士の親睦・意見交換などを推進するために、申請のあったPTAグループに対し補助するものである。

(補助を申請する者)

補助を申請する者（以下「補助申請者」という。）は、単位PTA会長及び学校長とし、申請内容単位PTA役員及び事業に関わる単位PTA会長と審議・把握し申請書類の作成をするものとする。

(補助対象、補助金等)

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費、補助金、各補助に必要な細則などについては、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

補助申請者は、各補助金の交付を受けようとするときは、各補助1号様式による補助金申請書を期限までに市P連会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、期限以降に提出された申請書は無効とする。

(補助金の交付の決定)

会長は、提出期限後速やかに役員を招集し審査をおこなう。申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

補助金の目的を達成するために、補助申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 補助申請の中止などをしようとするときは、各補助5号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。
2. 補助対象が期間内に完了することができず見込まれるとき又は補助の遂行が困難なときは、速やかに会長に報告し、指示を受けること。
3. 補助金に係る収入及び支出などを明らかにした証拠書類を備え、補助金を受領した年を含め3年間保管すること。

(補助申請の変更)

補助申請者は、補助金の交付を受けようとする各補助について、次に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に各補助2号様式による補助金変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

1. 補助金の増額をする場合
2. 補助金の 20 パーセントを超える減額をする場合
3. 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、会長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて会長に事前協議すること。）

(実績報告書等)

補助申請者は、補助対象が完了したとき、各補助 3 号様式による補助金実績報告書を補助対象の完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は翌年 1 月第 3 木曜日までのいずれかの早い日まで、会長へ提出しなければならない。

期限内に各補助 3 号様式による実績報告の提出があった場合、会長は速やかに役員を招集し書類に不備がないか確認をおこない、不備がなければ補助金額を速やかに補助申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

補助金の交付は精算払いとし、補助対象の実績報告書提出後に各補助 4 号様式による補助金請求書を会長に提出しなければならない。

期限内に実績報告の提出があった場合、会長は提出された各補助 4 号様式による補助金請求書を確認し、補助金を補助申請者に対し速やかに交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

会長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正の手段により申請事業の報告及び補助金の交付を受けたとき
2. 補助の目的を達し得なかったとき
3. 補助金を当該補助以外の用途に使用したとき
4. 補助の条件の事項に違反したとき又は補助申請の変更の事項による報告をせず、補助の内容を確認することができないとき

(情報の開示)

各補助に関して、PTA 会員より開示請求があった場合は、団体または個人を特定可能な内容は非公開とし、開示するものとする。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、当該補助の実施等に関して必要な事項は、役員が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。